

防衛大臣木原稔様  
宮古島駐屯地司令比嘉隼人様

陸自宮古島駐屯地隊員の宮古神社への組織的参拝について抗議し  
開設5周年式典と軍事訓練をしないこと等を求める声明

2024年1月10日午前10時半頃、陸上自衛隊宮古島駐屯地のトップ・比嘉隼人司令（警備隊隊長）と幹部隊員約20名が、制服着用し公用車を使って宮古島市内の宮古神社へ参拝したことが明らかになった。

その前日の9日には、陸上幕僚副長ら幹部自衛官数十人が靖国神社を参拝したが、それについて防衛省は「宗教的活動への関与を疑われないよう、組織として宗教の礼拝所への参拝を禁止する内部通達に違反する」可能性があるとして、事実関係を調査すると発表し、木原防衛大臣は「誤解を招く行動は避けなければならない。今後、調査し判明した事実に基づき、厳正に対処する」と述べたことが報道されている。

にもかかわらず、隊員が、防衛省から通達によって禁止されている「参拝」を敢えて行ったのは、何を示し、どういう事態を現しているのか？

先の戦争において、人々は皇民化教育を強いられ、侵略戦争と植民地支配を担った天皇の軍隊として戦い死んで行った「負の歴史」への反省から生まれたものが日本国憲法であり、神社参拝は憲法に定められた「政教分離」の原則に抵触する行為である。憲法の根幹である平和主義の精神を踏みにじる行為である。

そして、日本の民主主義の基本原則である文民統制（シビリアンコントロール）により「軍事に対する政治の優先」があり、「国民の代表たる文民が軍隊を統制」しなければならない。

自衛隊員が防衛省の内部通達を破り、禁止事項を敢えて犯すことは、この文民統制を壊すことであり、かつての戦争の時代の「軍部の独走・暴走」を想起させるものである。平和と民主主義を願うこの国で許されることではない。

今年元旦から石川県能登半島を襲った震災により甚大な被害を負ったこの国で、今、自衛隊に求められるのは、災害救援活動であり、軍備拡大や軍事費の増大ではない。軍事訓練ではなく、災害救援の訓練である。お祭りのような5周年式典ではない。

私たちは、宮古島駐屯地の隊員の宮古神社への組織的参拝に強く抗議し、以下の3点を求める。

- 1 今後、組織的に文民統制を破るいかなる行為もしないこと
- 2 2月18日、5周年式典を取りやめ、軍事訓練を行わないこと
- 3 自然災害への救援活動を最優先に、迅速かつ最大限に行うこと

2024年1月20日  
ミサイル基地いらない宮古島住民連絡会

# 宮古陸自、神社に集団参拝

## 幹部20人制服で公用車

【宮古島】陸上自衛隊宮古島駐屯地トップの比嘉肇人宮古島警備隊長（一等陸佐）ら幹部20人が10日、制服を着て公用車を使い、宮古島市平良西里の宮古神社に参拝していたことが20日までに分かった。神社側も参拝を確認している。宗教上の礼拝所を部隊で参拝することを禁じた防衛省事務次官通達に違反する可能性がある。同駐屯地は取材に対し「担当者が不在のため24日以降に回答する」としている。（宮古島・草山孝）

### 次官通達違反の可能性



陸上自衛隊の宮古神社参拝に抗議する仲里成繁共同代表（中央）ら＝20日、宮古島市平良下里

### 駐屯地あすにも回答

「ミサイル基地いらない」入手した情報を発表した。宮古島住民連絡会（仲里 成繁、尾花 靖子、車清 美、清水 早子共同代表）が、警備隊長らが同駐屯地のマインハウスを訪ねて参

拝に訪れたという。休暇を取っていたかどうかは不明。防衛省は1974年の事務次官通達で「神祠、仏堂その他宗教上の礼拝所に対して部隊参拝すること及び隊員に参加を強制すること

は厳に慎むべきである」と示している。

同会は「組織的参拝に抗議する声明を発表。隊員が内部通達を破り、禁止事項をあえて犯すことは文民統制を壊すことであり、戦争時代の『軍部の独走・暴走』を想起させる」と批判した。2月に予定されている同駐屯地創立50周年記念行事の中止や、能登半島地震の救援活動を最優先することも併せて求めた。声明を同日付で本原総防衛相に郵送し、22日にも比嘉警備隊長宛に提出する。

陸自を巡っては9日、小林弘樹陸上幕僚副長ら数千人が東京都の靖国神社を集団で参拝し、通達に違反した可能性が指摘されていた。本原防衛相は10日「誤解を招く報道は避けなければならない。判明した事実

関係に基づき厳正に対処する」と述べている。宮古神社は、那覇市の波上宮から分祀して迎え入れた熊野三神と、かつて宮古島を統治した豊前三柱を祭っている。